

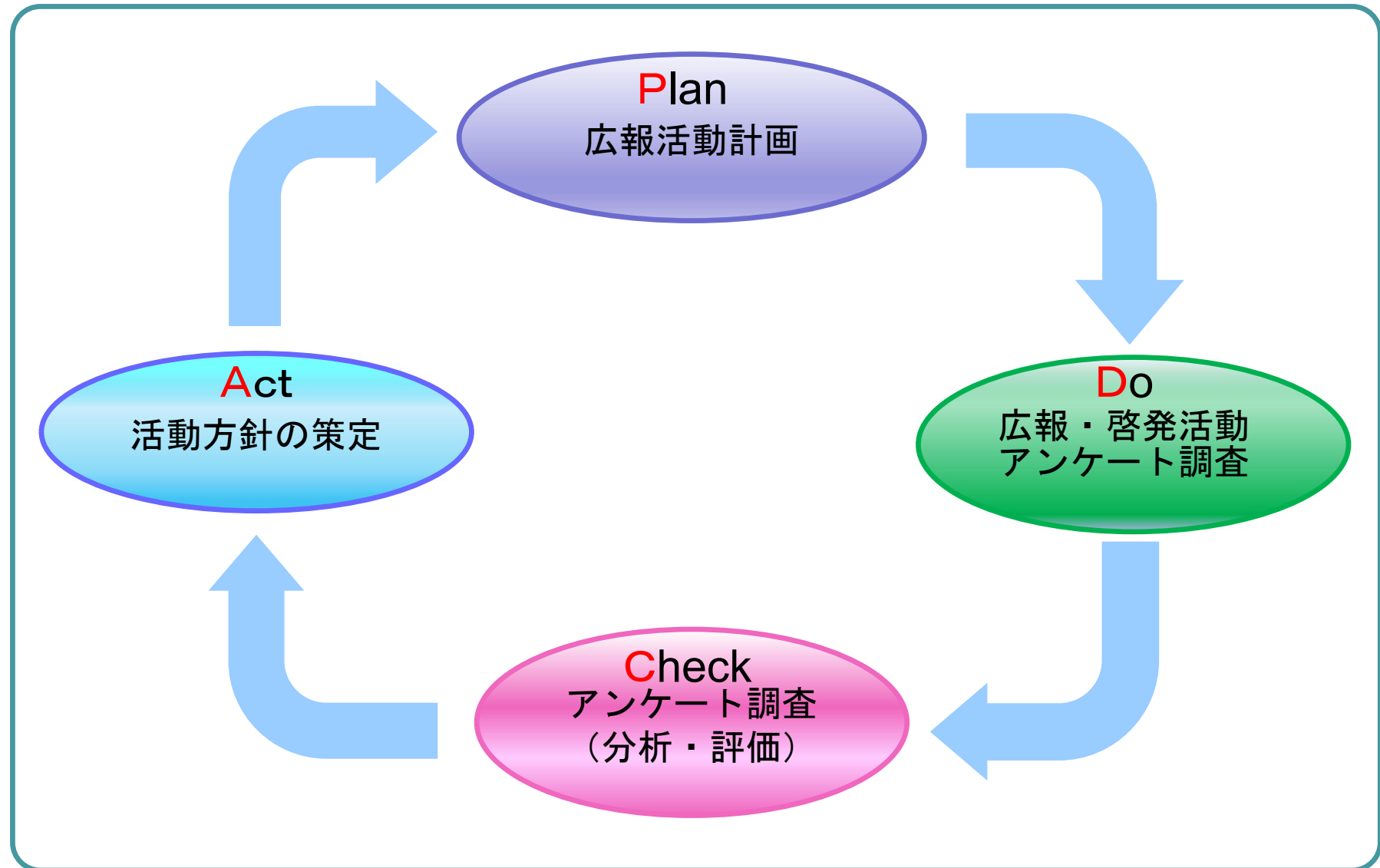
啓発活動の効果検証について

令和6年度

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

令和7年2月5日（水）

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 広報・啓発活動取組サイクル



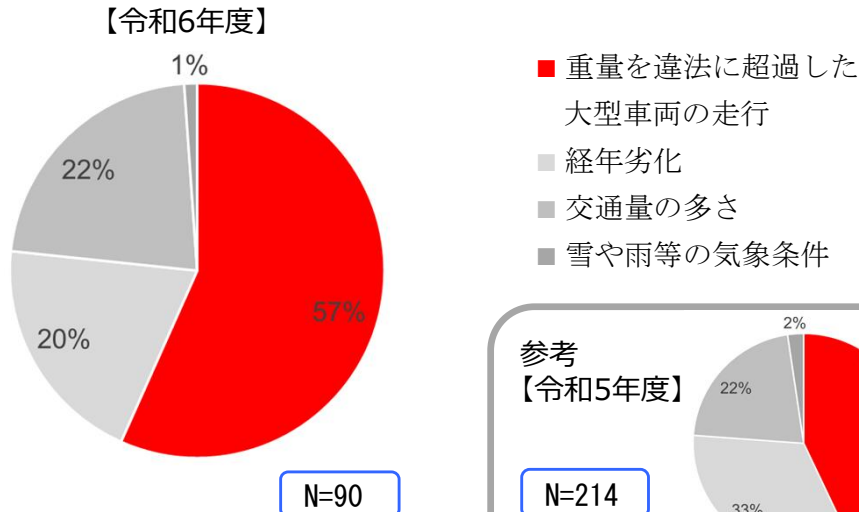
1. 荷主(建設業団体等)アンケート調査に対する効果検証

荷主向けアンケート調査については、昨年度の実施結果と令和6年度の実施結果と比較し、広報効果の検証を行った。
(回答者数R5年度214人から R6年度90人に減少)

【結果】

- ✓ 道路を傷める一番の要因について、「重量を違法に超過した大型車両の走行」の回答が5割強であり、昨年度と比較して、14%増加しているため、一定の認知度の向上が見受けられる。(質問1)
- ✓ 荷主勧告制度の認知度について、「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせて5割程度であり、昨年度と同様に認知度が低い状況であるため、荷主が関与して車両制限令に違反すると勧告・公表されることを更に広報する必要である。(質問5)
- ✓ 車両制限令違反の公表について、「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせて5割強であり、昨年度同程度で推移しているため、更に車両制限令違反による公表の認知度向上の広報が必要である。(質問6)
- ✓ 即時刑事告発制度の認知度について、「内容を詳しく知っている」と「ある程度内容を知っている」を合わせると昨年度と同様に5割弱で推移していることから、即時刑事告発に関する認知度は低いと考えられるため、更に広報が必要である。(質問7)

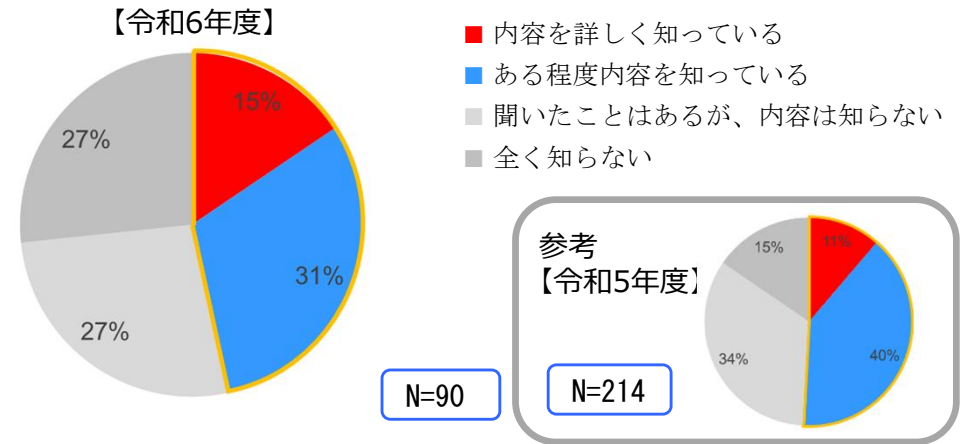
【質問1】道路(橋)を傷める最も大きな要因は何だと思われますか？



■ 道路を傷める一番の要因

・「重量を違法に超過した大型車両の走行」の回答が5割強であり、昨年度と比較して、14%増加しているため、一定の認知度の向上が見受けられる。

【質問5】平成26年度から荷主勧告制度が強化され、運送事業者の違反に荷主の主体的な関与が判明した場合、警告を経ずに荷主勧告が発動され、荷主名及び事案の概要が公表されることをご存知ですか？

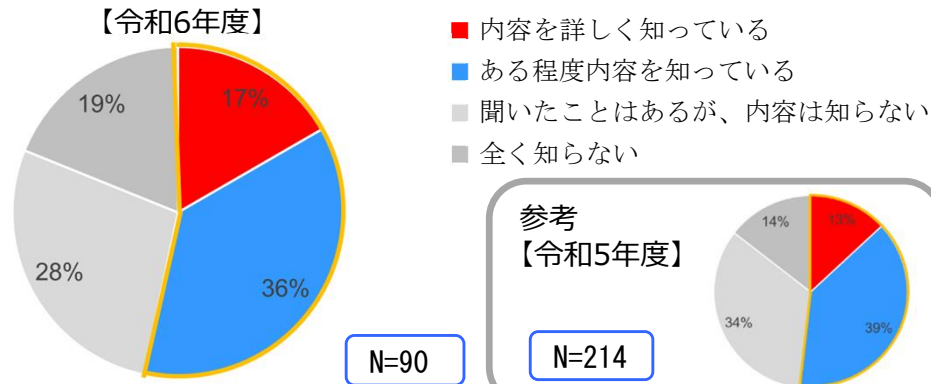


■ 荷主勧告制度の認知度

・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせて5割程度であり、昨年度と同様に認知度が低い状況であるため、荷主が関与して車両制限令に違反すると勧告・公表されることを更に広報する必要である。

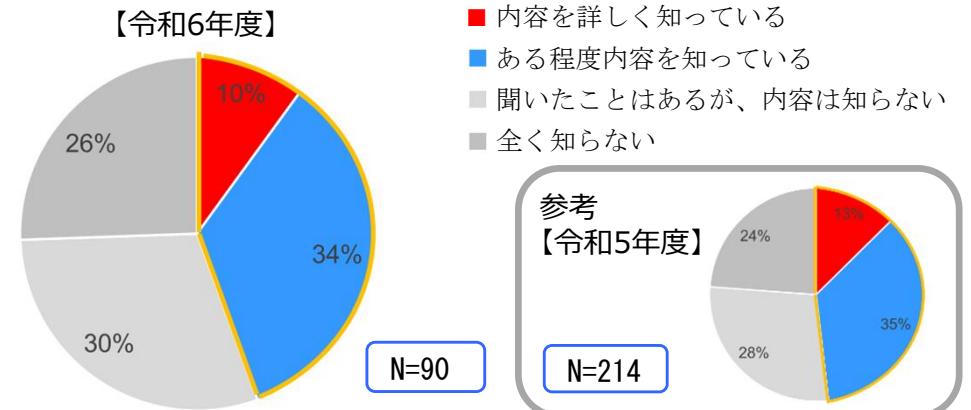
1. 荷主(建設業団体等)アンケート調査に対する効果検証

【質問6】重量オーバーを含む車両制限令違反を繰り返し行った場合、道路管理者が是正指導を行い、それにもかかわらず違反が確認された場合は、違反者(運転手・運送事業者・荷主)の名称等が公表されることについて、ご存知ですか？



■ 車両制限令違反の公表
・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせて5割強であり、昨年度同程度で推移しているため、更に車両制限令違反による公表の認知度向上の広報が必要である。

【質問7】車両総重量の一般的制限値の2倍以上の悪質な重量超過違反が確認された場合には、即時告発の対象となる場合があることについて、ご存知ですか。



■ 即時刑事告発制度の認知度
・「内容を詳しく知っている」と「ある程度内容を知っている」を合わせると昨年度と同様に5割弱で推移していることから、即時刑事告発に関する認知度は低いと考えられるため、更に広報が必要である。

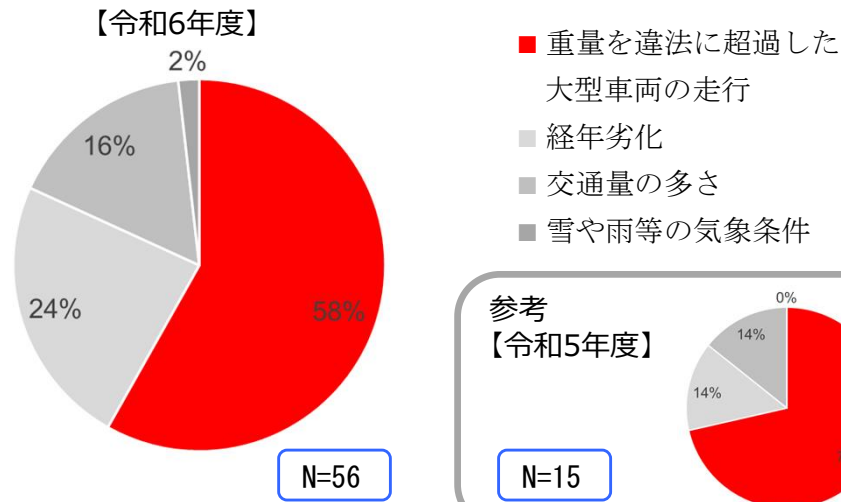
2. クレーン事業者アンケート調査に対する効果検証

クレーン事業者向けアンケート調査については、昨年度の実施結果と令和6年度の実施結果と比較し、以下のとおり、広報効果の検証を行った。（回答者数R5年度15人から R6年度56人に増加）

【結果】

- ✓ 道路を傷める一番の要因について、「重量を違法に超過した大型車両の走行」との回答が昨年度より14%減少し、6割となったため、更に広報する必要がある。（質問1）
- ✓ 重量超過車両の橋梁への影響の研究結果について、「重量超過が道路(橋)に与える影響」の研究結果について、「重大な問題である」との回答が昨年度と同様に約9割で推移しており、クレーン事業者の多くが重大視していることが推察できる。（質問3）
- ✓ 通行許可取得前の急な現場作業指示があるとの回答については、「頻繁にある」と「時々ある」を合わせると、昨年度と同様に5割強で推移しているため、荷主に対して、荷主勧告制度の周知及び特殊車両通行制度に関する法令遵守の徹底について、引き続き広報する必要がある。（質問6）
- ✓ 大型車両の適正化実現に繋がる意見について、「荷主対策」と「制度及び関連情報等の周知徹底」の意見が突出して多く、続いて、「道路整備」、「運行管理の徹底」となっており、昨年度と同様に新たな視点として、過積載の防止のため、事業者による運行管理の徹底により防止できるとの意見が多く見受けられた。（質問10）

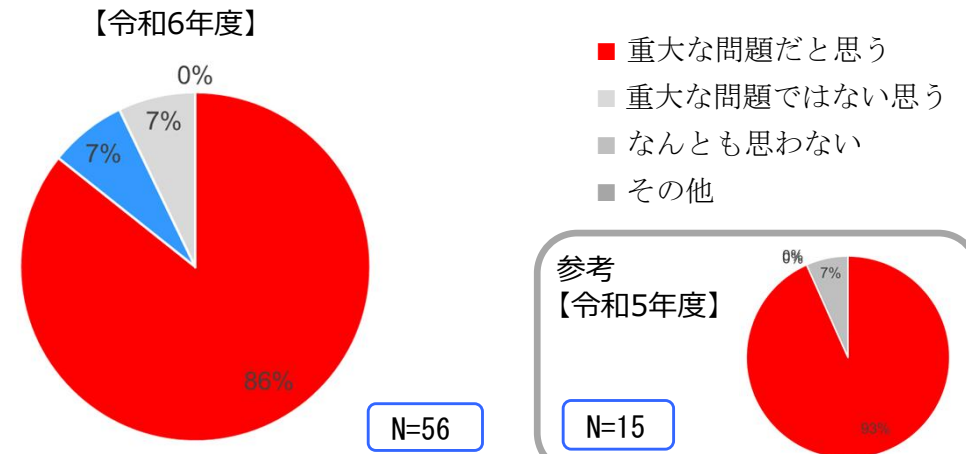
【質問1】道路(橋)を傷める最も大きな要因は何だと思いますか？



■ 道路を傷める一番の要因

・「道路を傷める一番の要因」として「重量を違法に超過した大型車両の走行」との回答が昨年度より14%減少し、6割となったため、更に引き続き広報する必要がある。

【質問3】道路橋の劣化の9割以上は、車両総重量20トンを超える車両のうち、重量を違法に超過したわずか0.3%の違反車両が引き起こしています。この研究結果について、感想をお聞かせください。

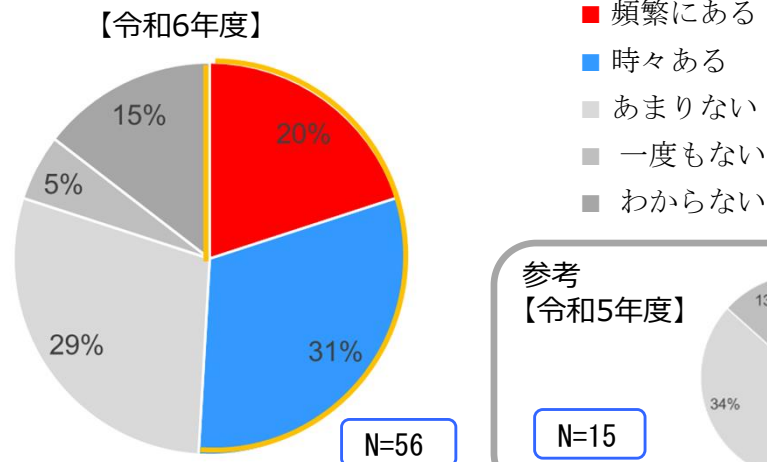


■ 重量超過車両の橋梁への影響

・「重量超過が道路(橋)に与える影響」の研究結果について、「重大な問題である」との回答が昨年度と同様に約9割で推移しており、クレーン事業者の多くが重大視していることが推察できる。

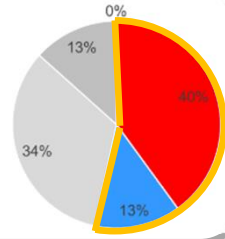
2. クレーン事業者アンケート調査に対する効果検証

【質問6】発注者から通行許可取得前に急な現場作業等の指示がありますか？



参考

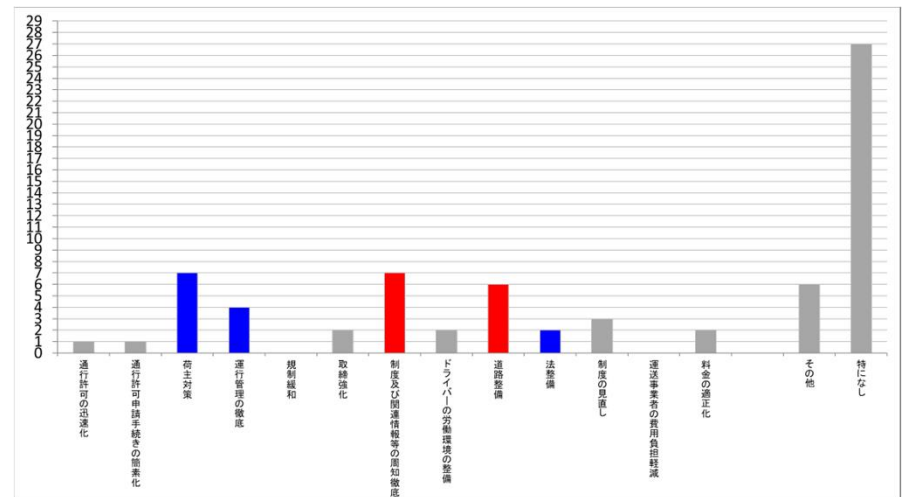
【令和5年度】



■ 通行許可取得前の急な現場作業指示

・通行許可取得前の急な現場作業指示があるとの回答については、「頻繁にある」と「時々ある」を合わせると、昨年度と同様に5割強で推移しているため、荷主に対して、荷主勧告制度の周知及び特殊車両通行制度に関する法令遵守の徹底について、引き続き広報する必要がある。

【質問10】どのような取組みが「大型車両の通行適正化」の実現に繋がると思われますか？



■ 大型車両の適正化実現に繋がる意見

・「荷主対策」と「制度及び関連情報等の周知徹底」の意見が突出して多く、続いて、「道路整備」、「運行管理の徹底」となっており、昨年度と同様に新たな視点として、過積載の防止のため、事業者による運行管理の徹底により防止できるとの意見が多く見受けられた。

3. 運送事業者(トラック協会)アンケート調査に対する効果検証

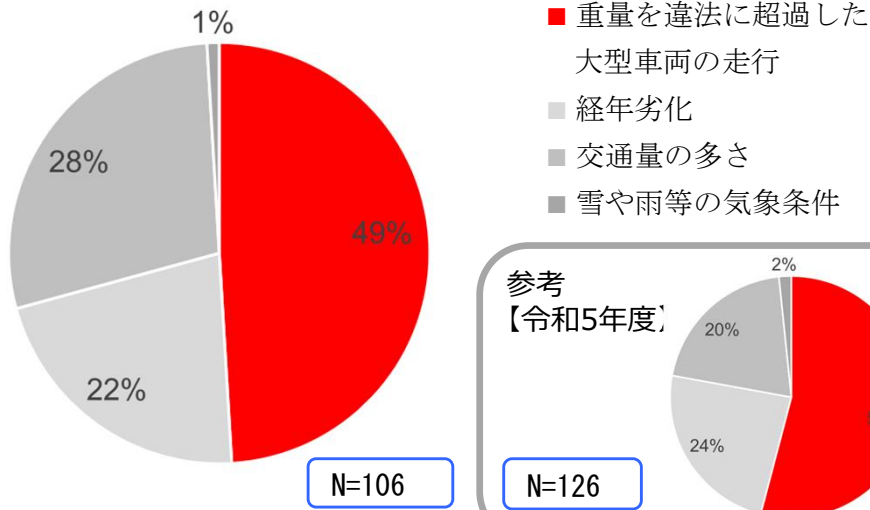
運送事業者向けアンケート調査については、昨年度の実施結果と令和6年度の実施結果と比較し、以下のとおり、広報効果の検証を行った。(回答者数R5年度126人から R6年度106人に減少)

【結果】

- ✓ 道路を傷める最も大きな要因について、「重量を違法に超過した大型車両の走行」と回答した割合が、昨年度と同様に5割前後で推移していることから、今後も更に認知度の向上の広報が必要である。(質問1)
- ✓ 重量超過車両が道路(橋)に与える影響について、「非常に大きな影響を与える」が昨年度と同様に7割強で推移しており、重量超過車両の道路(橋)へ与える悪影響に関して、運送事業者の認知度が更に向上するよう、広報する必要がある。(質問2)
- ✓ 特殊車両通行制度の認知度について、「内容を詳しく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると昨年度と同様に約8割弱で推移しているが、運送事業者が対象のため、特殊車両通行制度の認知度を更に広報する必要がある。(質問3)
- ✓ 大型車両の通行適正化の実現に対する意見として、「荷主対策」の意見が突出しており、次に「取締の強化」、「制度及び関連情報等の周知徹底」及び「制度の見直し」の順で意見が多い状況である。引き続き、「荷主」に対する法令遵守の啓発の取組み、「取締強化」に関する情報の広報を継続して実施する必要がある。(質問10)

【質問1】道路の劣化に最も影響を与えている原因は何だとお考えですか？

【令和6年度】

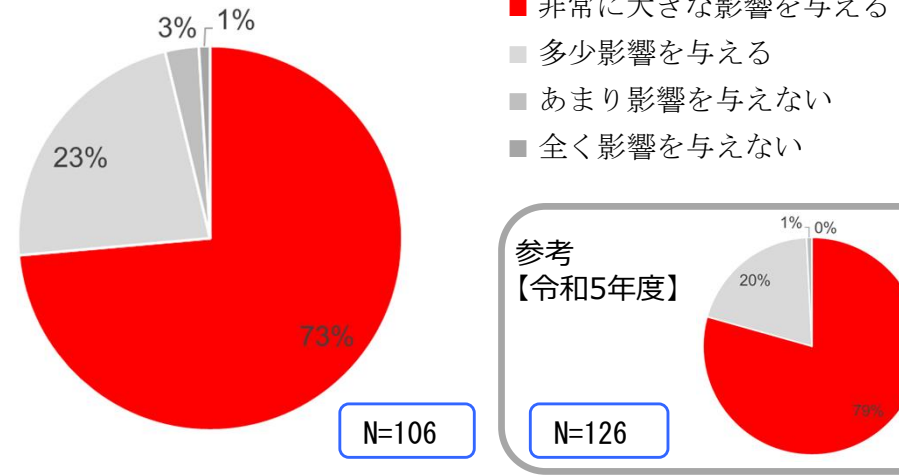


■道路を傷める最も大きな要因

・「重量を違法に超過した大型車両の走行」と回答した割合が、昨年度と同様に5割前後で推移していることから、今後も更に認知度の向上の広報が必要である。

【質問2】重量を違法に超過した大型車両の走行は道路(橋)に対して、どの程度影響を与えられると思われますか？

【令和6年度】



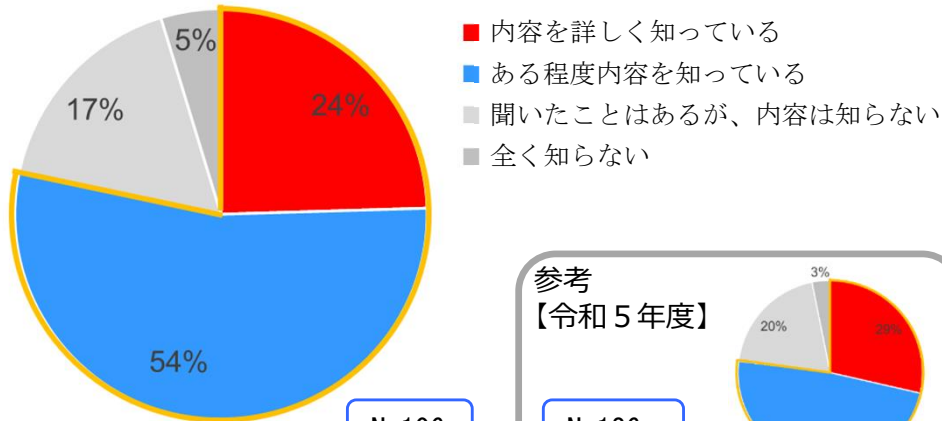
■重量超過車両が道路(橋)に与える影響

・「非常に大きな影響を与える」が昨年度と同様に7割強で推移しており、重量超過車両の道路(橋)へ与える悪影響に関して、運送事業者の認知度が更に向上するよう、広報する必要がある。

3. 運送事業者(トラック協会)アンケート調査に対する効果検証

【質問3】特殊車両通行許可制度又は特殊車両通行確認制度(令和4年4月1日運用開始)に基づき、定められた大きさや重さを超える車両(=特殊車両)を走行させる場合、事前に輸送経路の道路管理者から通行の許可又は回答を得なければならないことをご存知ですか？

【令和6年度】

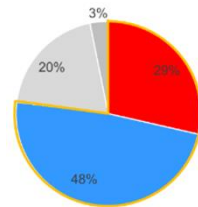


- 内容を詳しく知っている
- ある程度内容を知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない

参考

【令和5年度】

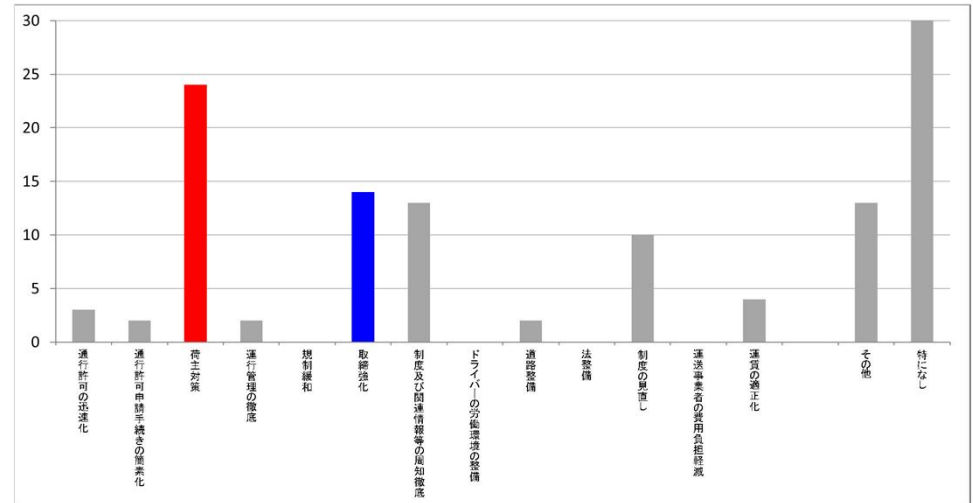
N=126



■ 特車制度の認知度

・「内容を詳しく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると昨年度と同様に約8割弱で推移しているが、運送事業者が対象のため、特殊車両通行制度の認知度を更に広報する必要がある。

【質問10】どのような取組みが「大型車両の通行適正化」の実現に繋がると考えられますか？



■ 大型車通行適正化に有効な取組み

- ・大型車通行適正化に有効な取組みとして「荷主対策」の意見が突出しており、次に「取締強化」、「制度及び関連情報等の周知徹底」及び「制度の見直し」の順で意見が多い状況であり、昨年度と大きな差はなかった。
- ・引き続き、「荷主」に対する法令遵守の啓発の取組み、「取締強化」に関する情報の周知を継続して実施する必要がある。

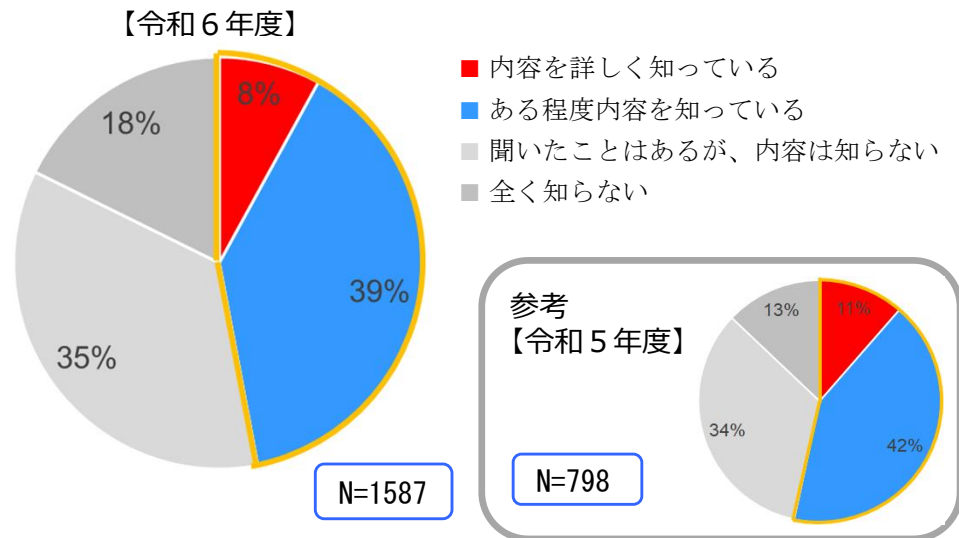
4.WEB(ラジオCM聴取後)アンケート調査に対する効果検証

WEBアンケート調査については、昨年度の実施結果と令和6年度の実施結果と比較し、以下のとおり、広報効果の検証を行った。

【結果】

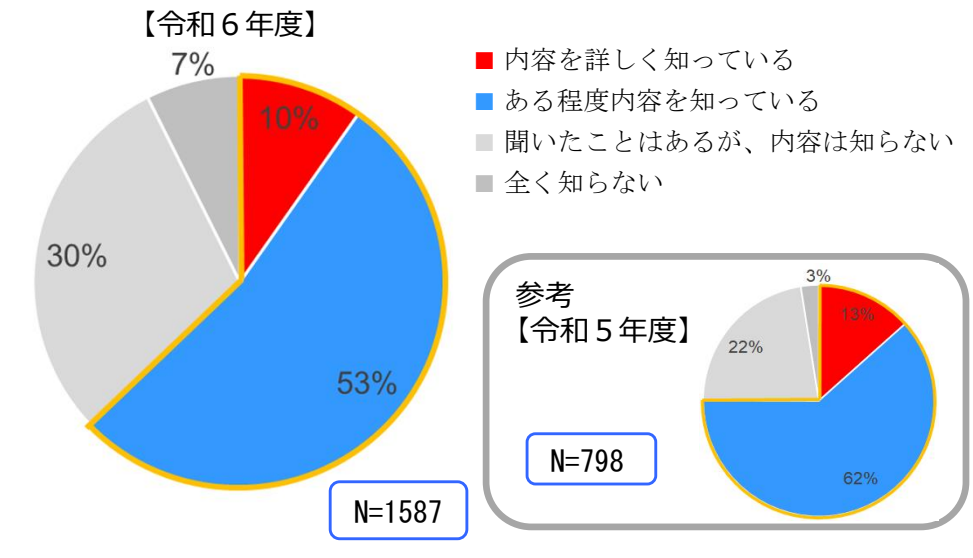
- ✓ 特殊車両通行制度については、「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて昨年度と同様に5割程度で推移しているが6%減少しているため、更に広報していく必要がある。(質問3-3)
- ✓ 道路構造物の老朽化については、「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて63%となっているが、昨年度より12%減少しているため、道路橋やトンネル等の老朽化の認知度を高める広報をする必要がある。(質問4)
- ✓ 違法車両の取締りについては、「取締りが不十分だと思う」との回答が昨年度より13%減少している。一方で、「内容も知らないし、見聞きしたこともない」との回答が9%増加している状況であるため、引き続き、道路管理者が取締りを実施していることを広報する必要がある。(質問7)
- ✓ 重量オーバーについての意見については、昨年度と同様に「厳しい取締り」及び「法令遵守の重要性」の意見が多く、次に「事故発生のおそれの意見が多く見られた。引き続き啓発活動を実施し、道路管理者の取締り状況等について、更に広報する必要がある。(質問8)

【質問3-3】道路を通行できる車両の大きさ(幅・長さ・高さ)・重さを超えたときは、道路管理者から許可又は回答を受ける必要があることをご存知ですか？



・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて昨年度と同様に約5割で推移しているが、6%減少しているため、更に広報していく必要がある。

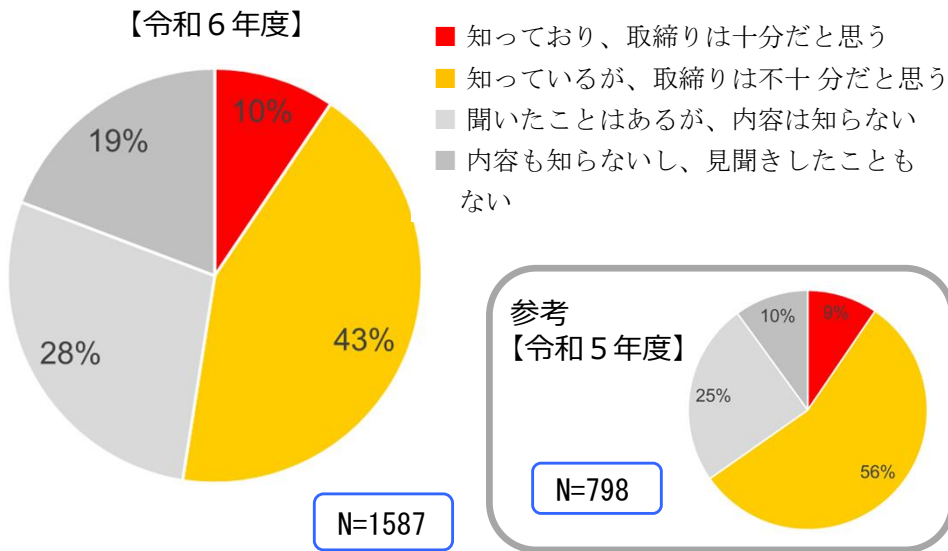
【質問4】全国の道路にある橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることをご存知ですか？



・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて6割強となっており、昨年度より12%減少しているため、更に広報していく必要がある。

4.WEB(ラジオCM聴取後)アンケート調査に対する効果検証

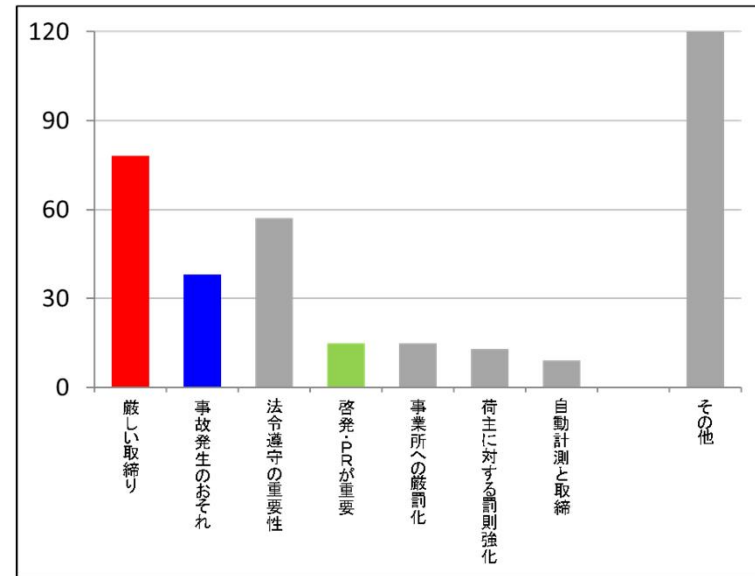
【質問7】道路管理者が道路法に基づいて、違法に重量を超過した車両に対し、定期的に取り締りを行っていますか、そのことをご存知ですか？



■ 重量超過車両の取締りに対する認知度

・「取締りが不十分だと思う」との回答が昨年度より13%減少している。一方では、「内容も知らないし、見聞きしたこともない」との回答が9%増加している状況であるため、引き続き、道路管理者が取締りを実施していることを広報する必要がある。

【質問8】重量オーバーについてご意見があればお答え下さい（自由意見）



■ 自由意見

- ・昨年度と同様に「厳しい取締り」を期待する意見が一番多みられ、次いで「法令遵守の重要性」の意見が多くなった。
- ・昨年度との違いは、「事故発生のおそれ」との意見がより多く見られた。
- ・引き続き啓発活動を実施し、道路管理者の取締り状況や重大事故に繋がる事例等について、更に広報する必要がある。

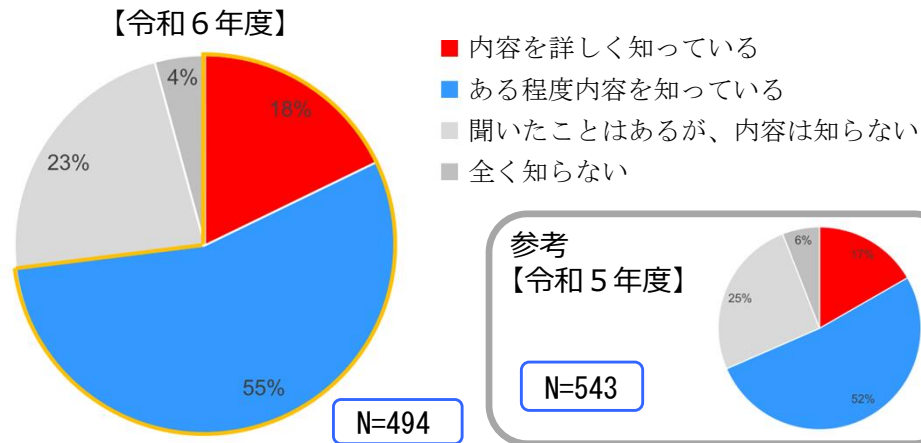
5.社会一般(イベント来場者等)アンケート調査に対する効果検証

社会一般を対象としたアンケート調査については、昨年度のインフラメンテナンス国民会議及び建設技術展等において実施した結果と令和6年度の実施結果を比較し、広報効果の検証を行った。(回答者数R5年度543人から R6年度494人に減少)

【結果】

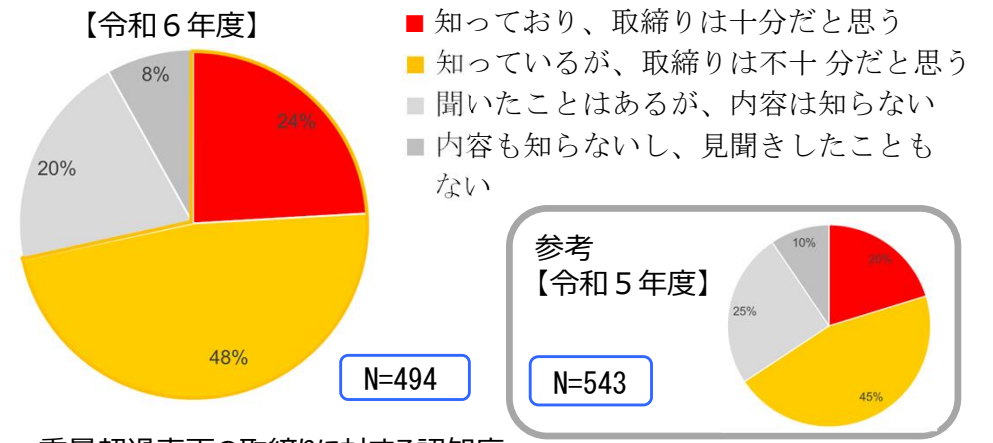
- ✓ 特殊車両通行制度の認知度について、「詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせた回答が昨年度と同様に7割強であった。特殊車両通行制度の根幹部分であり、更に広報する必要がある。(質問3)
- ✓ 重量超過車両の取締りに対する認知度については、「知っており、取締りは十分だと思う」と「知っているが、取締りは不十分だと思う」を合わせると7割を超え7%増加し、道路管理者による取締りの認知度の向上が見受けられるが、一方では「知っているが取締り不十分」との回答は昨年度より3%増加していることから、更に取締りの強化や広報を行う必要がある。(質問5)
- ✓ 基準を超える重量オーバーの車両についての意見として、「取締の強化」の意見が突出しており、次に、「制度及び関連情報等の周知徹底」及び「安全対策」の順で意見が多い状況である。引き続き、特殊車両通行制度の周知及び「取締強化」に関する情報の広報を継続して実施する必要がある。(質問7)

【質問3】道路を通行できる車両の大きさ(幅・長さ・高さ)・重さを超えたときは、許可や回答を受ける必要があることをご存じですか？



- 特殊車両通行制度の認知度
- ・「内容を詳しく知っている」と「ある程度内容を知っている」を合わせた割合は、7割強で昨年度より4%増となっている。
 - ・特殊車両通行制度の根幹部分であり、更に広報する必要がある。

【質問5】道路管理者が道路法に基づいて、に重量を超過した車両に対し、定期的にと取締りを行っていますが、そのことをご存知ですか？

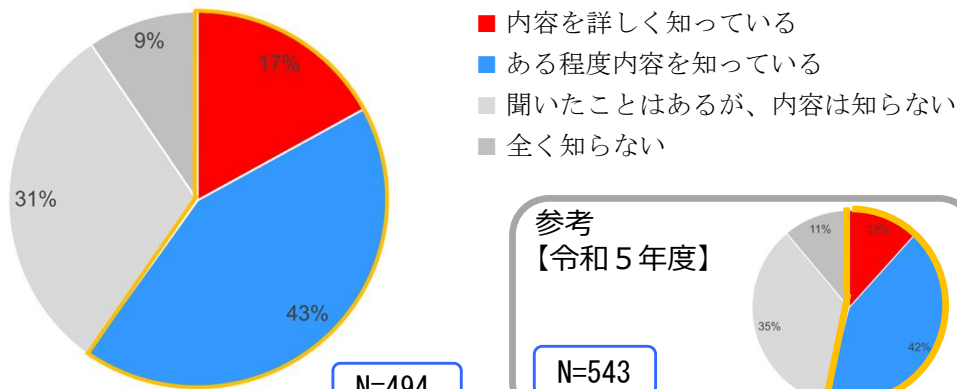


- 重量超過車両の取締りに対する認知度
- ・「知っており、取締りは十分だと思う」と「知っているが、取締りは不十分だと思う」を合わせると7割を超え7%増加し、道路管理者による取締りの認知度の向上が見受けられるが、一方では「知っているが取締り不十分」との回答は昨年度より3%増加していることから、更に取締りの強化や広報を行う必要がある。

5.社会一般(イベント来場者等)アンケート調査に対する効果検証

【質問6】許可を受けずに通行した場合、許可条件を超えて走行した場合は、許可の取り消し、刑事告発の対象となることを、ご存じですか？

【令和6年度】

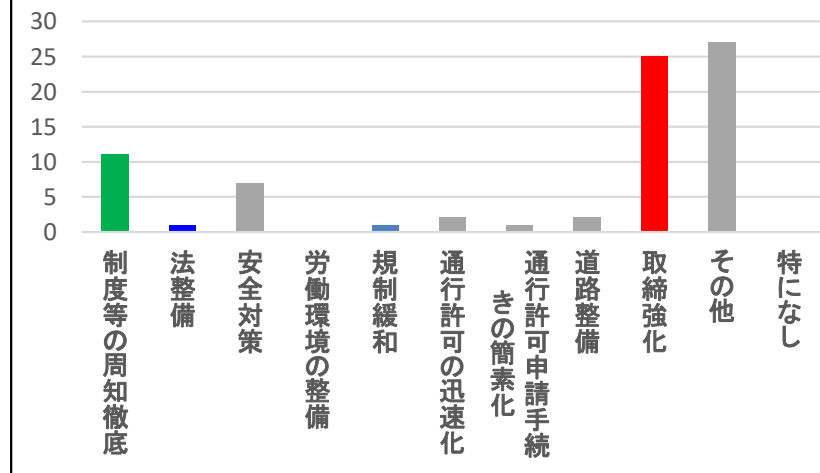


■ 違反した場合のペナルティ

- ・「内容を詳しく知っている」と「ある程度内容を知っている」を合わせると6割となり、昨年度より6%増加し過半数が認識している結果となったが、「内容を知らない」回答者も3割強ある状況である。
- ・違反した場合のペナルティの広報を引き続き行う必要がある。

【質問7】重量オーバーについてご意見があればお答え下さい（自由意見）

基準を超える重量超過車両の自由意見



■ 自由意見

- ・「取締強化」を求める意見が多く、次に「法整備」及び「制度の周知」が多いことから、社会一般に対しては、取締りの情報、許可制度等を周知する必要がある。